

令和4年度保険者機能強化推進交付金及び介護保険保険者努力支援交付金の結果報告について

1. 令和4年度交付額

●保険者機能強化推進交付金

令和4年度 26,269千円（令和3年度交付額：25,543千円）

●介護保険保険者努力支援交付金

令和4年度 25,436千円（令和3年度交付額：24,954千円）

2. 得点結果 【令和4年度：府内1位】（※令和3年度：府内4位）

項目	保険者機能強化推進交付金		介護保険保険者努力支援交付金	
	項目数	得点	項目数	得点
I PDCAサイクルの活用による保険者機能の強化に向けた体制等の構築	22/23	110/115	7/7	35/35
II 自立支援、重度化防止等に資する施策の推進				
（1）介護支援専門員・介護サービス事業所	20/20	100/100		
（2）地域包括支援センター・地域ケア会議	19/21	95/105	10/12	50/60
（3）在宅医療・介護連携	20/20	100/100	4/4	20/20
（4）認知症総合支援	18/20	90/100	8/8	40/40
（5）介護予防／日常生活支援	37/48	185/240	37/48	220/320
（6）生活支援体制の整備	9/15	45/75	2/3	10/15
（7）要介護状態の維持・改善の状況等	0/3	60/180	0/3	60/180
III 介護保険運営の安定化に資する施策の推進				
（1）介護給付の適正化等	10/16	230/260		
（2）介護人材の確保	17/26	85/100	7/8	55/60
合計	172/212	1,100/1,375	75/93	490/730

※介護保険保険者努力支援交付金にかかる評価指標は、保険者機能強化推進交付金の評価指標にも重複して含まれている。

※選択回答の項目については、満点の選択肢を回答したもののみ得点した項目数に含んでいる。

3. 評価指標のうち満点が取れなかった項目

番号	項目内容	状況と改善策
Ⅱ (2)	<p>地域包括支援センターの3職種（準ずる者を含む）一人当たり高齢者数（圏域内の第1号被保険者数/センター人員）の状況</p> <p>ア 1,500人以下 イ 1,250人以下</p>	<p>一のセンターが担当する区域における第1号被保険者の数がおおむね3,000人以上6,000人未満ごとに置くべき員数までは国設置要綱で定められており、それ以上の場合の明確な規定がないため、センター人員体制の強化（増員）の理由付けが難しいことが課題である。</p>
Ⅱ (4)	<p>認知症サポーターを活用した地域支援体制の構築及び社会参加支援が行えているか。</p> <p>ウ イによる活動グループ（チームオレンジなど）を介して、認知症の人やその家族の支援ニーズに合った具体的な支援につながるよう、地域の担い手とのマッチングを行っている</p> <p>エ 認知症の人が希望に応じて農業、商品の製造・販売、食堂の運営、地域活動やマルシェの開催等に参画できるよう、支援している</p>	<p>ウ・エ 地域資源の開拓等ができていないため、今後他市の事例等を参考に支援方法を検討する必要がある。</p> <p>また、開拓等に向けた職員のスキルアップも課題である。</p>
Ⅱ (5)	<p>通いの場への65歳以上の方の参加者数はどの程度か</p> <p>イ 週1回以上の通いの場への参加率の変化率が全国保険者の上位7割以上</p> <p>エ 月1回以上の通いの場への参加率の変化率が全国保険者の上位7割以上</p>	<p>参加率のみは全国保険者上位7割以上に該当し得点。参加率の変化率が得点できなかった。</p> <p>令和3年度中では、通いの場全体のうち、週1回以上の通いの場が30.1%、月2回以上の通いの場が26.6%、月1回以上の通いの場が18.1%、となっている。</p> <p>コロナ禍における活動休止からそのまま活動終了した通いの場が多くなっていた。週1回以上通う高齢者の実数を増やすため、シニア活動応援交付金等の活用を進める。</p>

<p>Ⅱ (5)</p>	<p>社会福祉法人・医療法人・NPO・民間サービス等と連携した介護予防の取組を実施しているか。</p> <p>ウ 参加者の心身改善等の成果に応じて報酬を支払う成果連動型の委託を実施している</p>	<p>社会福祉法人・医療法人・NPO・民間サービス等と連携した介護予防の取組を実施しているが、成果連動型の取組については未検討。</p>
<p>Ⅱ (5)</p>	<p>自立支援・重度化防止に取り組む介護サービス事業所に対する評価を実施しているか。</p>	<p>具体的な評価は未実施。 適正に評価を行うための手法を検討していく必要がある。</p>
<p>Ⅱ (5)</p>	<p>高齢者の社会参加を促すため個人へのインセンティブを付与しているか。</p> <p>ア 参加ポイント事業を実施している</p>	<p>参加ポイント事業は未実施。 高齢者の社会参加促進のため、本市ではどのような取組が効果的であるかを検討していく必要がある。</p>
<p>Ⅱ (6)</p>	<p>生活支援コーディネーターを専従で配置しているか</p>	<p>第2層生活支援コーディネーターとして全小学校区に専従職員7人を配置しており、市域全体をコーディネートする職員の配置については、業務量を勘案しながら適切に人員配置を行う。</p>
<p>Ⅱ (6)</p>	<p>高齢者の住まいの確保・生活支援、移動に関する支援を実施しているか</p> <p>イ 生活に困難を抱えた高齢者等に対する住まいの確保と生活の一体的な支援を市町村として実施している</p> <p>ウ 実施結果を分析している</p> <p>エ 市町村において居住支援協議会を設置している</p>	<p>評価指標となっている取組は未実施であり、住宅部局と連携しながら情報収集を継続する。</p>

<p>Ⅱ (6)</p>	<p>高齢者の移動に関する支援を実施しているか。</p> <p>ウ 介護予防・生活支援サービス事業による移動支援の創設に向けて検討の場を設けている</p> <p>エ 介護予防・生活支援サービス事業による移動支援を実施している</p>	<p>介護予防・生活支援サービス事業としての移動支援については未検討。</p>
<p>Ⅱ (7)</p>	<p>一定期間における、要介護認定者（要介護1・2）の平均要介護度の変化率の状況はどのようになっているか</p>	<p>現時点では、評価に用いた国データが公表されていないため、評価状況がわからず、改善策は未定。</p>
<p>Ⅱ (7)</p>	<p>一定期間における、要介護認定者（要介護3～5）の平均要介護度の変化率の状況はどのようになっているか</p>	
<p>Ⅱ (7)</p>	<p>要介護2以上の認定率、認定率の変化率の状況</p>	
<p>Ⅲ (1)</p>	<p>ケアプラン点検をどの程度実施しているか</p> <p>※上位3割までには入っているが、上位1割に入れず満点は得点できていない。</p>	<p>居宅介護支援事業所、サービス付き高齢者向け住宅、住宅型有料老人ホームごとに順番に点検を実施している。</p> <p>全ケアプラン数 41,272件 ケアプラン点検数 1,508件</p> <p>今後も居宅介護支援事業所、サービス付き高齢者向け住宅、住宅型有料老人ホームごとに点検を実施していく。</p>

<p>Ⅲ (1)</p>	<p>有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅において、必要な指導を行っているか。</p> <p>ア 家賃や介護保険外のサービス提供費用等を情報収集している</p> <p>イ 介護サービス相談員等から情報収集している</p>	<p>家賃や介護保険外のサービス提供費用等の情報収集や介護サービス相談員事業は実施予定なし。</p>
<p>Ⅲ (1)</p>	<p>所管する介護サービス事業所について、指定の有効期間中に2回(33.3%)以上の割合で実地指導を実施しているか</p> <p>※実施率 16.6% (6年に1回)以上は得点</p>	<p>指定の有効期間中に1回(6年に1回)は行うように計画を立てているが、2回(3年に1回)以上は、現行の人員配置上、困難と考える。実施回数増に向けては、人員不足をはじめ諸課題を抽出しながら検討したい。</p>
<p>Ⅲ (2)</p>	<p>高齢者の就労的活動への参加に向けた取組をしているか</p> <p>エ 参加率が上がっている</p>	<p>コロナ禍により参加率は下がっている。(今回の参加率比較は2019年と2020年)</p>
<p>Ⅲ (2)</p>	<p>文書量削減に係る取組を行っているか</p> <p>【満点に該当しなかった項目】</p> <p>イ 提出方法(持参・郵送等)の見直しによる簡素化(新規指定申請時の事前説明や面談等の対面を必須とするしないの場合分けを行っているか)</p> <p>エ 施設・設備・備品等の写真の簡素化</p> <p>オ 運営規程等への職員の員数の記載方法の簡素化(従業員数等の変更届出)</p> <p>カ 変更届の標準添付書類の対応</p> <p>キ 更新申請における提出書類の簡素化</p>	<p>イ 新規指定においては、事業所に応じて事前協議を重ね、現地調査も行うなど、開設に向けて慎重かつ丁寧に対応しているため、機械的な場合分けは行っていない。新規事業者の実態を把握する上で、簡素化はできないと考える。</p> <p>エ 後々見返すことが多いため、写真添付は一律求めているが、例えば、現地調査時に職員が確認することで、写真添付省略が可能かどうかを検討していく。</p> <p>オ、ケ 現在は実施済み</p> <p>カ 例として、事業所の移転時等に、厚生労働省が示す標準添付書類には含まれていない賃貸借契約書の写し等を求めている。今一度、必要性について検討する。</p>

	<p>ク 併設事業所の申請における提出書類の簡素化</p> <p>ケ 実地指導の「標準化・効率化指針」を踏まえた標準化（基本項目）</p> <p>コ 指定申請書等の様式例の活用やホームページにおけるダウンロード等</p>	<p>キ、ク 各種提出書類の簡素化については、これまで未着手だったので、今後検討していく。</p> <p>コ 厚生労働省の示す様式例と大阪府が示す様式例とが異なっており、現在は大阪府が示す例に倣っているため、厚生労働省の例は活用していない。また様式のダウンロードは、箕面市ホームページから Excel ファイルの形式で可能である。</p>
--	--	---